8月定例教育委員会会議録

公開案件

| 4月末日 | |
|-------|--|
| 開催日時 | 令和5年8月22日(火) 午前10時から |
| 開催場所 | 奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室 |
| 出 席 者 | 委 北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 員 【計5人出席】 |
| | 事 |
| | 理 事 者 【教育委員会】 竹平教育部長、小澤子ども未来部長、垣見教育部次長、若林教育部 次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、山田地域教育課 長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、森保健給食課長、中口教 育支援・相談課長、西浦保育総務課長補佐、岡本保育所・幼稚園課 長 |
| 開催形態 | 公開 (傍聴者なし) |
| 議題 | 1 教育長報告 (1)令和5年度9月補正予算要求額について非公開 (2)奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正について非公開 (3)奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正について 非公開 (4)市長専決処分の報告について |
| | 2 議案 議案第22号 令和5年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告)について 議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について 議案第24号 令和6年度奈良市立幼稚園園児募集要項について非公開 3 その他報告事項 |
| | (1)令和5年度市立中学校卒業式の日程について |

| | _ |
|-------------|---|
| | (2)「生活調べ」アンケートの結果について |
| | 1 教育長報告 |
| | (1) 令和5年度9月補正予算要求額については、了承した。 |
| | (2) 奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正については、了 |
| | 承した。 |
| | (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正については、了 |
| | 承した。 |
| | (4) 市長専決処分の報告については、了承した。 |
| | |
| | 2 議案 |
| 決定取り纏 | 議案第22号 令和5年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和4年 |
| め事項 | 度教育委員会活動の点検・評価報告)については、可決 |
| | した。 |
| | 議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部 |
| | 改正については、可決した。 |
| | 議案第24号 令和6年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、可 |
| | 決した。 |
| | 3 その他報告事項 |
| | (1) 令和5年度市立中学校卒業式の日程については、報告を受け |
| | た。 |
| | (2)「生活調べ」アンケートの結果については、報告を受けた。 |
| 担当課 | 教育政策課 |
| 157 71 11/4 | 为自然 体 |
| 議事の内容 | |
| 教 育 長 | 皆さんおはようございます。8月定例教育委員会を始めます。 |
| 教育部長 | │ │ │ │ │ │ |
| 10 H 10 | め、代理として課長補佐の西浦を出席させたいと思いますが、よろしい |
| | でしょうか。 |
| | |
| 教育長 | 分かりました。 |
| | それでは、事務局より資料の説明をお願いします。 |
| | |
| 事務局 | 資料については、既にお配りしているとおりでございます。 |
| | |
| 教 育 長 | 本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。 |
| | ただいまから8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署 |
| | 名委員は、私と畑中委員でお願いします。 |
| | 次に会議録の確認を行います。7月定例教育委員会の会議録の署名委 |

員は梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。

梅田委員

結構です。

教 育 長

ありがとうございます。次に、8月臨時教育委員会の会議録の署名委員は川村委員です。川村委員、いかがでしょうか。

川村委員

結構です。

教 育 長

ありがとうございます。それでは本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告4件、議案3件、その他報告事項2件でご ざいます。

なお先月使用承認した後援名義は33件ございましたので、ご報告申し上げます。

本日の案件のうち、教育長報告(1)、教育長報告(2)、教育長報告(3)、議案第24号は、奈良市情報公開条例第7条第5号に規定される不開示情報が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。教育長報告(1)、教育長報告(2)、教育長報告(3)、議案第24号は非公開とすることに決定いたしました。

それでは公開の案件から始めます。教育長報告(4)「市長専決処分の報告について」、保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

奈良市議会9月定例会で報告する予定の市長専決処分の報告について、ご説明します。

令和5年4月11日午前11時30分ごろ、奈良市柳生下町地内において、本市の公用車である柳生小学校から興東小学校、興東館柳生中学校へ給食を配送する車両が、店舗兼住宅の庇に接触する事故が発生いたしました。

この度の損害賠償の額は、45万4,300円です。100万円以下の損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、本件について、7月13日付をもって市長専決処分させていただいたものでございます。

教 育 長

この件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

川村委員

給食を配送されていた車ということですが、子どもたちへの配食の遅

れはなかったのでしょうか。また、決められた給食の量をしっかり子どもたちに提供できたのか、けが人等はなかったかについて教えてください。

保健給食課長

この日の給食は時間の遅れもなく、予定どおりの数をきちんと配食することができました。また、けが人等はございませんでした。

川村委員

今回和解という結果にはなっておりますが、事故は起こらないに越したことはありません。十分気を付けて、場合によっては経路等も改めて考えた方が良いのではないかと感じます。

教 育 長

ほかにはございませんでしょうか。

川村委員からのご質問やご意見もありましたが、公用車については今後も各課で運用があると思いますので、安全を遵守していただきますようよろしくお願いします。

それではご意見がないようですので、教育長報告(4)「市長専決処分の報告について」は了承いたします。

次に、議案の審議に移ります。議案第22号「令和5年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告)について」、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、

「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とございます。また、同条第2項において、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とされています。今年度の外部評価者は、昨年度に引き続き近畿大学経済学部の仲林教授と、奈良教育大学教育学部の橋崎教授の2名です。

施策評価の事業については、第二期奈良市教育振興基本計画に紐づいた事業を評価対象としております。評価理由を明確にするために、KPI(重要業績評価指標)及び各年度の目標値を設定して、達成度を測る工夫をしております。

令和5年度の奈良市教育委員会施策評価報告書の構成は、11ページからが評価シート項目 No. 1の「教育委員会が管理・執行する事務」、17ページは評価シート項目 No. 2の「教育委員の活動」です。こちらについては、教育委員の皆様にもご検討いただきました。

21ページ以降の評価シート項目 No. 3 から評価シート項目 No. 38 までは、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」となっておりま

す。こちらに関しては、教育委員会各課で作成し、外部評価者にご意見 をいただきながら点検・評価を行いました。

また、報告書の作成に当たっては、7月24日に施策評価懇談会をオンラインで開催し、外部評価者と教育委員の皆様との意見交換、外部評価者と事務局との各シートに対する意見交換を実施しました。

評価シートの項目は1から38までありますが、各項目における外部評価者の意見については、各評価シートの総括評価の欄に記入しております。そして、施策評価全体に対する意見は、最終ページの150ページに記載しております。

本日、施策評価報告書を教育委員会においてご審議いただき、後日奈 良市議会9月定例会に提出しようと考えております。

教 育 長

ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

柳澤委員

私たち教育委員も、懇談会という形で評価者の2人とお話をしました。150ページに評価全体に対する外部者の意見が掲載されていますが、そこで言及されている通級指導教室や特別支援教育の充実については、様々な観点から教育委員会でも議論してきたテーマです。昨年度の評価内容にも入っていたかと思いますが、本年度も教員研修の体系を見直したり、より参加しやすい形を検討したりと、積極的に取り組まれています。通級指導教室や特別支援学級の充実はこれからの教育で大事なところですので、評価者の着眼点の一つとして大切にしていただけたらと思いました。

そして、2点目のLGBTQ+についてはこれまであまり議論してきませんでしたが、これから多様な学びの場で誰一人取り残さない教育を進めるに当たり、人権を守るために配慮・改善すべき事項を含めてしっかり議論を深める必要があることを、評価者から学ばせていただく機会になりました。

また、外国にルーツを持つ子どもたちの教育については、元々の子どもの持ち味に日本での育ちが加わることで強みが発揮されるような形が求められると指摘されています。

この3点を着眼点としてお出しになったのは、大変意義深いと感じました。

教 育 長

ほかには、いかがでしょうか。

畑中委員

この施策評価全体については、外部評価者のご意見にもあるように、 それぞれの事業に対して客観的に評価されていて、見る側にとっても大 変分かりやすい報告書になっていると感じます。

柳澤委員のご意見に関連しますが、懇談会を通して、合理的配慮やそ

れを前提とした考え方は、今後社会でますます求められていくことであると同時に、学びの場においても非常に重要なことであると改めて感じました。学校全体で共通理解を深め、取り組んでいくことは非常に大事な部分だと思いますが、保護者等の様々な要望に応えていくだけではなく、保護者や地域の人など周囲の大人が一緒にできることに取り組んでいく姿勢が必要であると思います。

また、LGBTQ+についてどのように取り組んでいくかというのは課題の一つだと思いますが、今後求められることは、子どもたちに LGBTQ+についての知識を教えることではなく、子どもたちと教員や保護者といった大人たちが、一緒にこの課題について考えて、生きづらさのない社会を作っていくという「環境づくり」であると、議論の中で改めて感じました。

教 育 長

ほかには、いかがでしょうか。

梅田委員

昨年度評価分から、KPIの達成率をベースとした評価方法を導入していただき、昨年度はさらに達成率の精度を高めるよう検討をお願いしました。このことについては、今後も引き続き検討していただきたく思います。

教育という分野は「客観的で分かりやすい事業評価」という基準がなじみにくいと以前から言われています。教育委員会施策評価は奈良市教育振興基本計画に沿って構成されていますが、基本計画の中で特に重視したい豊かな学びを実現する視点として、「教室と社会をつなぐ」という、未来を切り開くために必要な力を育てることを目指したものがあったかと思います。「未来を切り開くために必要な力」などが事業の中でどう評価されているかについて分かりにくい部分もありますが、今回の評価では、例えば「探究学習」についてのKPIを「特色ある教育活動が行われていると考える生徒の割合」とするなど、可能な限り定量的に見て取れるような工夫もしていただけていると感じます。

現在、探究力を測定し、数値化・視覚化することや、資質能力の測定、カリキュラム・マネジメントの根拠とする数値を洗い出すための手法など、教育活動の定量化に向けた様々な取組が全国的に見られます。 今後どのような手法を用いていくのか事務局で検討していただき、ほかの手法も積極的に導入することによって、施策評価がより客観的で分かりやすいものとなり、ひいては教育振興基本計画の目標の達成につながっていくことを期待します。

教 育 長

ほかにございますか。

川村委員

資料の7ページから8ページに掲載されている「項目・事業の一覧と

評価」を最初に見たとき、子ども読書活動推進事業がただ一つのD評価であることを、とても残念に思いました。

133ページの項目 37「図書館の充実」のシートに、施策として「司書教諭や担当教員と相談して授業のねらいに沿った資料準備を行い、子どもたちが学習に対して興味関心を持てるよう工夫をしています」と明記されていますが、私自身が図書ボランティアとして 10 年関わらせていただいている経験上、これが奈良市の全ての学校に当てはまっているとは思いません。

また、134ページに令和4年度の成果として「子ども読書活動推進計画については現状把握に着手しましたが、計画の改定には至りませんでした」と載せられています。このことが原因でD評価になっていると受け止めていますが、計画が平成18年度に策定されて以来見直しがされていないということも伺って、とても驚いております。平成18年に策定された計画はコロナ禍を経た今の時代にはもうそぐわないと思いますし、新しい形に見直すことが必要であると方針にも載せていますので、令和5年度には新しい子ども読書活動推進計画を作り上げていただきたいです。そして、学校現場の司書教諭の先生方も巻き込んで学校図書館を活性化し、そしてそれが子どもたちの学びにつながり、図書館が子どもたちの居場所となるように進めていただきたいと思います。

教 育 長

各委員から、昨年度に引き続いて KPI の精査などについてご意見をいただきました。全体に対する外部評価者の意見として、重要な視点についても言及していただいていますので、今後しっかり議論していきたいと思います。

梅田委員のご指摘にもあったとおり、教育という指標設定が難しい分野においても、評価の指標に KPI を取り入れて分かりやすくしているのは評価すべきことですが、質をどのように向上させたかが分かるような新しい指標や測定方法を、引き続き検討してください。

川村委員からご指摘のあったD評価の「子ども読書活動推進計画」については、目標としていた施策を実施できなかったということなので、事務局は今年度の作成に向け取り組まなければなりません。時代にそぐわない状態で放置されているということであれば問題があるという強いご指摘をいただきましたので、早急に変えていかなければならないと思います。

項目 No. 2の「教育委員会の活動」において、「教育委員会と首長との連携」として挙げられている総合教育会議は、必ず実施しなければならないと思います。教育委員の皆様の学校現場視察について、過去には教育委員会会議が学校で行われたこともあり、会議後は保護者との意見交換をしたりしたこともあります。近年はコロナ禍で実施できなかったのですが、今後はそのような機会も必要ではないかと思います。

それでは皆様からご意見をいただきましたので、特にご意見がなければ、議案第22号「令和5年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告)について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 县

異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案どおり可決すること に決定いたしました。

次に、議案第23号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則 の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

1枚目の制定改廃調書をご覧ください。今回の改正は、バンビーホームの増改築及び保育有効面積の見直しにより、規則に定める定員を改めようとするものです。

新旧対照表に記載している別表には、定員を改めるバンビーホームを 3 施設挙げております。

まず、佐保バンビーホームです。こちらは、保育有効面積の見直しにより、157人の定員を76人に改めます。

次に、伏見バンビーホームです。増改築により、108人の定員を224人に改めます。

最後に、西大寺北バンビーホームです。こちらも増改築により、87人の定員を、157人に改めます。

佐保バンビーホームについては、保育有効面積として本来保育にかかる場所だけの面積を計上しなければいけないところ、誤って階段やトイレ等を含めた面積を計上していたことがこの度発覚したため、今回改正するものです。

教 育 長

この件についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

梅田委員

登録していても登所する人数は曜日によって違いがあり、定員を超えている中でも、実際に活用できる面積に応じた活動を十分にしていただいていると聞いております。

しかしながら、バンビーホームは多くの学年の子どもが集まる施設であるため、可能な限り学校の施設も活用するなど、子どもたちにとってあまりに窮屈な状況が長く続き過ぎないよう工夫し、建て替えにも対応していただければと思っております。

教 育 長

長しほかにはいかがでしょうか。

柳澤委員

佐保バンビーホームで定員が半減したことに伴って次年度以降、増築 や改修をする必要があるのでしょうか。

地域教育課長

佐保バンビーホームは、学校の統廃合に伴って建て替えを行いますので、定員超過の状態は近いうちに解消できるものと考えております。

柳澤委員

分かりました。

川村委員

今回の増築に関して配慮された点はありますか。また、2階建てのものがありますが、2階となると、安全面についても配慮を要する点が出てくるかと思います。安全面で、人員の配置などの対応策があれば教えていただけますか。

地域教育課長

増改築をする場合、あまり離れると管理がしにくくなってしまうため、学校とも協議のうえ、可能な限り近いところに設置して保育できるよう努めています。

2 階建ての場合は建物が離れているわけではないので、人の配置に配慮もしやすいです。 1 階と 2 階それぞれに人員を十分配置するよう配慮しており、事故等の起こらないように気を付けて進めております。

川村委員

階段もありますので、やはり配慮は必要ですね。最近は窓を開けないなどの形で安全を確保する例もあります。子どもたちが自由に動き回れるよう、十分に楽しくて安全な場所づくりを心がけていただきたいと思います。

教 育 長

佐保バンビーホームは、本来の保育有効面積として扱わない部分も含めて定員を計算していたということですが、佐保バンビーホーム以外の施設は全て改めて点検し、同様の事例はないということでよろしいでしょうか。

地域教育課長

全施設を確認し、ほかはございませんでした。

教 育 長

佐保バンビーホームは新築するとのことで、定員超過を解消できる予 定ではありますが、それまでの間は問題ありませんか。

地域教育課長

現在の佐保の児童登録数は107人で、登所児童数はその8割程度なので切り上げて86人です。定員が76人なので、定員より10人超過している状態になります。

教 育 長

長分かりました。バンビーホームの整備に当たっては国の補助金等も活

用しながら、計画的に事業を進めていくようお願いします。

それではほかに意見がないようですので、議案第23号「奈良市放課後 児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決いたしま す。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案どおり可決すること と決定いたしました。

次に、その他報告事項(1)「令和5年度市立中学校卒業式の日程について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

市立小中学校の卒業式の日程は資料2ページのとおり、奈良市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項において、3月12日から3月24日までの期間に行うよう規定されています。加えて第2項では、「前項の規定に関わらず教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。」と定められています。

本市では、卒業式が卒業生にとって学校生活最後の日となることを鑑みて、より多くの保護者の方に出席いただけるよう、平成30年度以降は小中学校ともに土曜日、日曜日又は祝日に式を実施してきました。さらに中学校の卒業式は、奈良県公立高等学校の一般選抜学力検査の日程を踏まえて実施しております。今年度の具体的な入試日程は資料3ページのとおり、一般選抜学力検査日が令和6年3月8日(金)、合格発表が3月14日(木)及び15日(金)となっております。

奈良市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項に基づくと、市立中学校の卒業式の実施日は本来3月12日(火)以降になります。しかしながら、より多くの保護者の方の参加機会を確保するため12日以降で休日開催を検討すると、候補日が3月16日(土)又は17日(日)となり、一般選抜学力検査の合格発表後に卒業式を実施することとなってしまいます。

このような事情を踏まえ市立中学校長会の方から、中学校3年生の心情を考慮し合格発表後に卒業式を行うことは避けた方が良いこと、また、学力検査日の翌日は生徒の心理的・身体的な負担を考慮し同様に避けた方が良いことから、日程は3月10日(日)が望ましいのではないかとの申し入れをいただいております。

このことについて、教育委員会事務局にて検討した結果、その日程及 び理由が適切かつ必要であると判断するため、令和5年度市立中学校卒 業式の日程を3月10日(日)とすることを決定したものです。

教 育 長

令和5年度の中学校卒業式の日程についてですが、この件に関してご 意見やご質問はございませんか。

川村委員

平成30年度以降、卒業式を休日に開催している理由をご説明いただきましたが、コロナ禍を経て、土曜日や日曜日にお仕事をされる方も増えてきています。また、先生方の働き方改革については教育委員会会議の中でも何度も議論してきましたが、休日にこのような行事を設けることは、今の時代に合っていないのではないかと思います。

例えば、小学校の運動会や中学校の体育大会は、コロナ禍以降は平日に開催されていますが、たくさんの保護者が来てくださっています。そのような実態も踏まえると、慣例のようになっている卒業式の土日開催は、現場の先生方の声などをちゃんと確認して決めていただいているのか少し疑問に思います。

今回このような形で報告を受けましたが、私としては、土日開催という慣習に縛られることなく、もう少し現場や今の時代に合った形の開催を考えるべきではないかと思います。12日以降という規則があるとのことなので、来年度の卒業式は3月12日(水)や13日(木)等の平日開催も検討していただきますようお願いします。

教 育 長

ほかには、ご意見等ございませんでしょうか。

今の川村委員のご指摘のとおり、次年度以降どうしていくのかについては、改めて実態を把握することが重要です。学校長を含めた現場の声については、アンケート等で聞き取ってください。また、保護者にとって休日開催が最も都合が良いだろうということで卒業式を土日に実施してきましたが、土日が休みの保護者が多いだろうというのは私たちの勝手な思い込みなのかについても、データで確認をお願いします。

ほかには、ご意見はございませんでしょうか。

それではほかに意見がないようですので、その他報告事項(1)「令和 5年度市立中学校の卒業式の日程について」は承りおき願います。

次に、その他報告事項(2)「「生活調べ」アンケートの結果について」、教育支援・相談課長からご説明願います。

教育支援 • 相談課長

令和5年6月に奈良市立小中学校で実施した「生活調べ」アンケートの実施結果を報告します。資料の1ページ目の下段には、アンケートの調査項目を示しています。

質問1から質問12の回答割合について特に大きな変化があったものが 2点ありますので、資料の8ページの上段でご説明しています。

今回の回答で大きな数値の変化があったのが、質問項目3「勉強に集中できないことがある」の中学生の回答と、質問12「常にマスクをしていないと不安である」の小中学生双方の回答です。

まず、質問3「勉強に集中できないことがある」については、令和4年3学期には55%の中学生が当てはまると回答していたところが、今回の調査では45%まで減少していました。つまり、「勉強に集中できている」と回答している生徒の割合が増えています。

また、質問 12「常にマスクをしていないと不安である」については、 昨年の3学期と比較し中学生では約5%、小学生では約15%減少してい て、マスクを外すことに対しての不安はかなり軽減されているという結 果が出ております。

続いて、全体的な回答割合から見える傾向について、8ページの下段 でご説明しています。

まず、質問3「勉強に集中できないことがある」については、「集中できない」というネガティブな回答が減少傾向にあり、質問4「むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとしたりする」という回答も、小学生では減少傾向にあるとことが分かりました。

続いて、質問5「何事にもやる気がおきない」、質問6「頭やお腹が痛いなど、体の調子が悪いことがある」、質問7「体を動かすなど、よく運動している」の3つについては、小学生と中学生の割合に大きな違いがあるということが経年比較から見えてきております。そこには特に、中学生という思春期の子どもたちの心の変化が表れていると考えられます。

続いて、質問 11「学校や家で何か不安を感じたことがある」の回答については、不安が減少するという変化が見えております。また、質問 9「悩みごとを話せる人や場がある」、質問 10「困ったときに、学校の先生や家の人に頼ることができる」については、肯定的な回答をしている児童生徒が増加していることが全体的な傾向として見えてきました。

続いて、アンケート評価得点の結果については、気持ちの安定度と生活の安定度に分けて資料の10ページの上段で説明しております。

まず全体的なアンケートの評価得点ですが、令和3年度以後緩やかに 良化しているものの、今回大きな変化は特になかったととらえておりま す。ただし小学生については、気持ちの安定度は学期が進むごとに良い 傾向になっているということ、そして中学生については、生活の安定度 は学期が進むごとにやや悪化する傾向になっているということが、過去 2年間のデータから読み取れるかと思います。これについては、小学校 の場合、担任の先生やクラスの友達との関係性が良くなって相談ができ る環境が整っていく結果が、また、中学生の場合、特に部活動の影響の 変化が反映されているのではないかと考えております。

最後に、「援助希求行動の回答割合」についてです。困ったときに SOS を出せるかどうかの質問を令和 3 年 1 学期以降、設けていますが、回を追うごとに少しずつ肯定的な回答が増えています。ただ一方で、1 人で抱えていると回答する児童生徒がどうしても一定数いるということも、

改めて感じております。このような子どもたちに対しては、複数の教員で受容的な環境づくりをするなど、学校として組織的な対応をしていく必要があります。今後、学校にアンケートの結果をフィードバックしていきますが、浮き彫りになった課題にチーム学校で取り組んでいただくこと、そして、特に相談できないと感じている子どもたちへの「個別対応の6つの視点」をそれぞれの学校で持ちながら、相談できないと感じている子どもたちが常に一定数いることを大人が意識して対応していくことについて周知を図ってまいります。

資料の13ページと14ページは、今までの「生活調べ」アンケートで 分かった結果として児童生徒向けに配布しているものです。

これまで、有識者から、このようなアンケートを受けた後どのようなことが分かってどのように生かしていくかということについて、子どもたちへのフィードバックが必要であるとの助言や、子どもたちが自分自身で周りの不安を抱えている友達に目を向けたり、自分だけではないと知ったりするセルフチェックを行う心理教育につながるとのご助言もいただいておりますので、結果をこのように子どもたちに配布して、実際に活用してもらう形をとりました。

教 育 長

特にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

川村委員

1年を通して良くなっていくこともあれば、思春期特有の変動もある ということがよく分かりました。

また、アンケート結果を子どもたちに渡してフィードバックしていただいたことについても、とてもありがたいと思います。これを子どもたちに渡すということは保護者も見るということで、親子で共有できる情報源になると思います。

このようなものが子ども経由で保護者に渡るということは、保護者も 色々と考えて思いをめぐらせられるようになり、学校に相談する機会も 増えるのではないかと考えられます。そうなった場合に、学校現場の先 生がアンケート結果に関する質問に対して全て完全にお答えできるわけ ではないと思います。学校にはスクールソーシャルワーカーの方もいら っしゃいますが、実際あまり多くの時間を取れていない現状がありま す。保護者からの問い合わせや相談があった場合は、ぜひ事務局からも 学校現場を手厚くサポートする連携体制をとっていただきたく思いま す。

教 育 長

ほか、ございませんでしょうか。

畑中委員

このアンケートの結果について、コロナ禍を経ての子どもたちの行動や気持ちの変化はもちろんあると思うのですが、子どもたちへのフィードバックも含めそれぞれの学校でアンケート結果を受けた取組をされて

いることが成果として表れている部分もあると思います。そのような意味で、このアンケートの有用性は感じられるのではないでしょうか。

ここで示される結果は全体としての評価得点だと思うのですが、それぞれの学校やクラス学級ごとという枠組みで見ると、回答の割合が全体よりも良い傾向のある場合もたくさんあると思いますので、各学校の取組の事例を学校間でも共有していくことも、すごく必要なことではないかと感じています。

梅田委員

小学生と中学生それぞれの傾向が全体として見えてきたことについては、継続してアンケート調査を行っていただいたことの大きな成果だと思います。

併せて、援助希求行動に対して各学校で取組の充実に向けてしっかり と取り組んでいただいているということも、この毎回の経過報告から受 け止めています。

一方で、コロナ禍を経て、十分な援助希求行動を出しにくい子どもの割合が増え続けることが当たり前になってきたとも感じています。コミュニケーションのとり方に困難を感じていたり、相手の感情をどう受け止めればいいのか分からなかったり、相手の感情が読み取りにくかったりする子どもが一定数いるというということを、学校としてしっかり受け止めていかなければなりません。各学校でもそれを感じているからこそ、子どもたちの様子をしっかり見ていこうという取組が一層進んできているという現状もあるのではないかと思います。

今後コロナ禍が終わっても、本来ある程度人との関わりを経験しておくべきであった年齢にそれができなかったことによる影響を成長後も受け続ける子どもが出てくる恐れがあります。そのため各学校では、そのことを根底とした子どもたちへの対応が必要になってくるのではないかということを、これまでのアンケート結果と今回の結果を見ながら感じました。

そこを念頭に置いて、今後の取組・課題として「個別対応の6つの視点」などを挙げていただいているのではないかと思います。このような視点が、コロナ禍における子どもたちへの潜在的な影響を沈み込ませることなく、各学校でしっかり受け止めていくための大変重要な視点につながっていくのだということを、改めて学校現場でも認識し、取組を進めていってもらいたいと思います。

柳澤委員

アンケート結果の、小学校や中学校への配布方法を教えていただけたらと思います。恐らく学校ごとに紙又は電子媒体で配布するかと思うのですが、送る際に鑑を添えて、これまでの子どもたちのアンケートでこのような結果が得られました、という記載や、校長先生からのメッセージ等が保護者に伝わることはあるのでしょうか。

また、一番下にある相談窓口の欄について、保護者からすると、通常相談先としてまずは担任の先生の存在が浮かぶものですが、各学年や全体での担当教員を保護者向けに示すことは何か検討していますか。

教育支援 • 相談課長

まず1点目の配布方法について、今回小学生と中学生それぞれの結果については、1回目のアンケートを実際に学校で実施していただいた後にこのアンケートの結果を配布していただく旨を、先生方向けの説明に加えました。事前に前回の結果等を配布すると子どもたちの回答に影響が出ることも予想されますので、あくまでアンケートが終わった段階で今回の結果をお渡しいただくようお願いしました。実は学校によって様々な取組をしていただいていて、例えば、これを学年集会で先生から説明してお配りいただいた学校や、保健体育の授業でこの資料を活用していただいた学校の事例も聞いており、それぞれの学校で色々な工夫をして配布していただいたと確認しております。

2点目の相談窓口について、今回この結果を配る際に相談窓口を周知 したわけではありませんが、例えば今後夏休み明け後の2学期への不安 等にも対応していくために、子どもたち向けにもこのような相談窓口の 周知を定期的に行っていきたいと思います。

教 育 長

継続的にアンケートを実施しているということについては各委員から 良い評価をいただいていますので、今後もしっかり見ていきたいと思い ます。

「"相談できる"児童生徒が徐々に増加しているということは、各学校における教育相談活動が子どもたちに響いている証である」とありますが、この成果は確実に校長先生だけでなく現場の先生方各自にも届いているという理解でよろしいでしょうか。

教育支援 • 相談課長

この結果についても、教育相談コーディネーター研修会で周知した り、配布の段階で先生方に見ていただく冊子も加えてご説明したりして おります。

教 育 長

先生方にとっても、工夫した取組がこのように数字で成果として出ていることが分かることが、次のステップに進むに当たって非常に大事なことだろうと思います。

また、川村委員のご意見にもあったように、子どもたちにもこのアンケートの結果を戻してもらうことで、悩んでいるのは自分だけではなく周りにも同じ悩みを持つ人はいるのだと知ることができるようになります。そこをきっかけとして辛いときに周りの人に相談することができるようになれば、悩みの解決の糸口が見つかったり子どもたちの気持ちが楽になったりするため、このアンケート結果は確実に子どもたちや保護

者の手元に届くようにする必要があります。もちろんホームページにも 掲載していますが、ただ結果を見せるだけではなく説明を加えるなど工 夫をして、結果を子どもたちに分かりやすい形で戻すことが非常に大事 だと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それではほかに意見がないようですので、その他報告事項(2)「「生活調べ」アンケートの結果について」は承りおき願います。

これで、非公開を除く全ての案件が終了しました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項 及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長

教育長報告(1)「令和5年度9月補正予算要求額について」、教育総 保育総務課長補佐務課長及び保育総務課長補佐から概要説明。

本案については、了承した。

地域教育課長

教育長報告(2)「奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正につ いて」、地域教育課長から概要説明。

本案については、了承した。

地域教育課長

教育長報告(3)「奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正に ついて」、地域教育課長から概要説明。

本案については、了承した。

保育所・幼稚園課長

議案第24号「令和6年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」、保 育所・幼稚園課長から概要説明。

各 委 員

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしましたが、このほかに、何かご 意見、連絡事項等はございませんか。

9月は議会開催月のため変更になる可能性がございますが、次回の定 例教育委員会会議は、9月28日(木)10時からを予定しておりますの で、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、本日の教育委員会を閉会といたしま す。ありがとうございました。